

お知らせ なんたん

新南丹市
電話 0771-68-0001

第94号(2の2)平成21年12月11日発行

新型インフルエンザワクチンの集団接種について

就学前の幼児などの新型インフルエンザワクチンの接種は、11月30日から各医療機関で個別接種が開始されていますが、今回、より多くの方に接種していただける機会を確保するため、1歳から就学前の幼児を対象として、園部保健センターで保護者同伴の集団接種を実施します。接種を希望される方は、お申し込みいただきますようお願いいたします。なお、今回の接種は、未接種者を対象として実施しますので、すでに1回接種済みの方は、接種できません。

●日時 12月20日(日)

※接種時間は、後日、予診票の送付と併せてご連絡させていただきます。

●場所 こむぎ山健康学園(園部保健センター)

●対象児 平成15年4月2日生～平成20年12月21日生(1歳～就学前)

●申込方法 健康課、各支所健康福祉課に12月16日(水)までにお申し込みください。

※この接種は、任意接種です。保護者の判断により接種を受けてください。

なお、接種当日は、必ず、保護者の同伴が必要です。幼児、児童は、2回接種が必要ですが、2回目は、年明けとなりますので、改めてお知らせします。

●接種費用 3,600円 当日徴収します(2回目の接種費用は2,550円です)

※生活保護世帯や平成21年度市民税非課税世帯の方は接種費用が免除されます。

事前に申請が必要ですので、本人確認ができるもの(運転免許証や健康保険証など)を持参の上、健康課、各支所健康福祉課までお越しください。

ワクチンの供給状況に応じて、順次、下記の医療機関で個別接種を予約いただけますので、併せてご案内します。

●個別接種医療機関 吉田小児科内科医院、高屋こども診療所、川西診療所、山田医院、藤岡五ヶ荘診療所(3歳以上)、美山診療所、美山林健センター診療所、南丹病院(南丹病院は、基礎疾患をお持ちの方の接種が終わっていませんので、1月以降にお問い合わせください)

◇問合せ先 健康課 TEL(0771)68-0016

1月の母子保健事業日程表

日程	事業名	対象(月齢など)	場所
1月8日(金)	乳児後期健診	平成21年2月生	園部保健センター (こむぎ山健康学園)
1月15日(金)	乳児前期健診	平成21年9月生	
1月18日(月)	2歳5カ月児健康相談	平成19年7月～8月6日生	
1月22日(金)	3歳5カ月児健診	平成18年7月生	日吉保健センター (はーとびあ)
1月26日(火)	離乳食教室	生後4カ月～1歳ごろの乳児と保護者	
1月28日(木)	1歳8カ月児健診	平成20年4月生	園部保健センター

※対象の方には個別に案内・問診票を郵送します。

◇問合せ先 健康課 TEL(0771)68-0016

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の提出について

農業委員会委員選挙人名簿は、毎年1月1日現在の状況に基づく、農業委員会委員の選挙権を有する方の申請によって調製します。したがって、申請書の提出がない場合には、たとえ実態として選挙権があっても選挙人名簿には登載されないことがあります。選挙人名簿に登録されないと投票やリコールの請求ができませんのでご注意ください。

●農業委員会委員の選挙権を有する方 平成22年1月1日現在で南丹市内に住所を有し、3月31日現在で満20歳以上の方のうち、次の①、②どちらかに該当する方

①農業経営者で、10アール(1反)以上の農地を耕作している方

②①と同居の家族の方で、年間おおむね60日以上耕作に従事している方

●申請書用紙について 『農業委員会委員選挙人名簿登載申請書』は、農業委員会に備え付けの『農家基本台帳』のデータを基に、農業委員会委員の選挙権を有すると推定される世帯の世帯主の方の名前を印字して、区長様を通じて配布します。この申請書に、上記「農業委員会委員の選挙権を有する方」の条件を満たす方の名前および必要事項をご記入ください。なお、農地の名義が亡くなられた方の名前そのままになっている場合や、世帯分離されている場合などは、申請書が配布されない場合があります。申請書が届かない場合は、下記問合せ先にお問い合わせください。

●提出期限および提出先 平成22年1月8日(金)までに区長様を通じて農業委員会事務局もしくは各支所産業建設課に提出してください。

◇問合せ先 選挙管理委員会事務局 TEL(0771)68-0002
農業委員会事務局 TEL(0771)68-0067

障害者控除と大人用おむつ代の医療費控除について

<障害者控除> 所得税・住民税の申告の際、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでなくても、65歳以上の方で、「寝たきり状態にある高齢者」、「認知症のある高齢者」など、一定の要件に該当する場合は障害者控除(特別障害者控除)の対象となる場合があります。控除を受けるには、申請により、「障害者控除対象者認定書」の交付を受け、申告の際に提示していただく必要があります。

●認定書交付対象者 南丹市内在住の65歳以上の方で、次の①～⑤のいずれかに該当する方

区分	認定
障がい者	①身体障がいの程度の等級表(3級～6級)に準ずる障がいがあること
	②知的障がいの程度の判定基準(軽度・中度)に準ずる障がいがあること
特別障がい者	③身体障がいの程度の等級表(1級、2級)に準ずる障がいがあること
	④知的障がいの程度の判定基準(重度)に準ずる障がいがあること
	⑤寝たきりの状態にあること

※控除対象者の認定は、介護保険の要介護認定申請時の主治医意見書、訪問調査票などの資料により市が判断します。

<大人用おむつ代の医療費控除> 大人用おむつ代が医療費控除の対象と認められるには、医師の発行したおむつ使用証明書が必要ですが、次の①、②両方に該当する方は市が交付する「おむつ使用確認書」に代えることができます。

①おむつ代について、医療費控除を受けるのが2年目以降の方

②介護保険の要介護認定者で、要介護認定の際の主治医意見書中に「寝たきりの状態」かつ「尿失禁(の可能性)がある」ことが確認できる記載がある場合

<共通事項> 「障害者控除対象者認定書」、「おむつ使用確認書」は高齢福祉課、各支所健康福祉課の窓口で申請してください。審査の上、後日郵送で交付します。

◇問合せ先 高齢福祉課 TEL(0771)68-0006

平成22年度償却資産の申告について

会社や個人で、工場や商店、アパートや駐車場などを経営されている方が所有している事業用資産(構築物・機械・車両・工具・器具・備品など)には償却資産として固定資産税の課税対象となります。南丹市内に償却資産を所有されている方は、資産の多少にかかわらず、平成22年1月1日現在の所有資産について申告をしてください。

資産種類	課税客体(例)
構築物	独立煙突、貯水池、井戸、構内舗装、門塀、公園、広告塔など
機械、装置	モーター、旋盤など各種産業用機械および装置、受変電設備など
船舶・航空機	ボート、遊漁船、はしけ、ヘリコプターなど
車両、運搬具	タイヤローラー、ロードローラー、ブルドーザーなどの大型特殊自動車、自転車、リヤカー、構内運搬車など(自動車税または軽自動車税が課せられるものを除く)
工具・器具、備品	切削工具、測定工具、計算機、金庫、陳列ケース、応接セット、テレビ、看板、ネオンサイン、オフィスコンピューター、自動販売機など

●提出方法 平成22年2月1日(月)までに、税務課、各支所地域総務課に持参、郵送で提出してください。申告用紙は12月中旬に発送する予定です。事業を営んでいる方で、申告書が届かない場合は下記問合せ先までお問い合わせください。

◇問合せ先 税務課 TEL(0771)68-0004

各支所 地域総務課 TEL 八木(0771)68-0020

日吉(0771)68-0030 美山(0771)68-0040

平成21年工業統計調査の実施に係るご協力をお願い

12月31日現在で、製造事業所を対象に平成21年工業統計調査を実施します。12月下旬から来年1月にかけて「調査員証」を携行した調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。なお、調査票に記入いただいた内容は、統計法に基づき秘密が厳守されます。

◇問合せ先 総務課 TEL(0771)68-0002

『振り込め詐欺』にご注意ください!

南丹市においても巧妙で悪質な「振り込め詐欺」や「架空請求」が発生しています。不審な電話や身に覚えのない請求はがきなどが届いたら一人で悩まずご相談ください。

◇消費生活相談窓口 商工観光課 TEL(0771)68-0050